

# 群馬県立沼田女子高等学校部活動方針

令和5年4月

## 1 目的

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

## 2 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について運動部 13 部、学芸部 9 部を設け、それぞれ顧問教師 2 名以上、生徒に部長 1 名、副部長 1 名以上を置く。

【運動部】ソフトボール部・バスケットボール部・卓球部・ソフトテニス部・バレーボール部・サッカー部・剣道部・陸上競技部・スキー部・アーチェリー部・フェンシング部・空手道部・バドミントン部

【学芸部】放送部・英語部・吹奏楽部・軽音楽部・ギター部・芸術部（美術・写真）・食物部・生物部・茶道部

(2) 活動日及び活動時間

### ①週当たりの休養日の設定

・週 1 日以上の休養日を設定する。(時期によって積極的休養を含む)

※大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保する。

### ②長期休業中の休養日の設定

・学期中の休養日の設定に準ずる。なお、十分な休養をとることができ、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

### ③活動時間

・合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、平日では長くとも 3 時間程度で活動を終える。

・学校の休業日(学期中の土・日曜日を含む)は、3 時間程度で活動を終える。

・練習試合などで終日の活動となる場合は、生徒の健康管理に配慮し、十分な休養時間をとるなど無理のない活動とする。

・特別な事情により活動時間を延長する場合には、保護者の承諾を得て実施する。

### ④朝練習

・行う場合は、遠距離通学等を考慮し、保護者の承諾を得て計画的に無理のない範囲で行う。

## 3 経費

(1) 活動に当たる経費の一部を生徒会費から補助する。

(2) 各部において部費を徴収する場合もある。ただし、集める場合は、必要最低限とし、金額については保護者の理解を得た上で決定する。その際、帳簿を作成し、年度末に学校および部員と保護者に会計報告をする。監査は教頭及び保護者代表が行う。

## 4 安全対策

### (1) 環境整備

部室や活動場所の整理整頓を行う。施設・用具等の安全点検を実施し事故の未然防止に努め、応急手当や水分補給の準備を事前に行う。

### (2) 準備運動

活動前の準備運動を十分に行い、けがや障害を防止する。

### (3) 緊急時対応

事故等発生時の応急手当・救急車要請・報告・連絡網等の対応を準備し周知する。

他の部活動顧問、保健体育科教諭、養護教諭等と連携・協力して安全を確保し対応する。

### (4) 遠征や移動

計画を綿密に立て、交通規則を遵守し、公共交通機関利用のマナーを心がける。

## 5 健康管理

(1) 毎日の健康観察や検温等を行い、健康管理を徹底して体調不良などの場合は、活動を控える。

(2) 部室等の利用に当たっては、十分な換気を行うとともに、密集状態での飲食を避けるなど、感染防止対策を徹底する。

## 6 その他

### (1) 外部指導者

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了解のもと、外部指導者を活用する。ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。

### (2) 部活動検討委員会

部活動を適切に実施するために部活動顧問会議の他、部活動検討委員会を設置する。委員会においては、学校評議委員会等を活用し、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて、顧問、生徒、保護者等の意見を聞きながら必要に応じて改善策等を提案してもらう機会を設ける。

### (3) 他校との連携

近隣の高校または中学校の生徒が参加する合同部活動等、地域連携の取り組みを推進する。

### (4) 体罰等の許されない指導の未然防止

暴力はもとより、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為を絶対にしないことを全職員及び外部指導者で確認して指導に当たる。